

現職者共通研修の「9」事例検討」「10」事例報告」の読み替えについて

【事例検討読み替えの対象】

- 都道府県士会が主催した MTDLP 実践者研修(事例報告会)において、90 分以上の報告会に参加した者。
- MTDLP 実践者研修(事例報告会)において、自身の発表以外に 90 分以上の報告会に参加した者。

【事例報告読み替えの対象】

- 協会主催の学会および審査のある都道府県士会の学会等で事例研究として筆頭発表した者。
- 都道府県士会が、現職者共通研修事例報告に適した事例検討・報告会を実施していると承認した SIG（他団体の学術集会等における事例発表も含む）にて筆頭発表した者。
- 生涯教育基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士が指導する施設団体等で行われる事例検討・報告会にて筆頭発表した者。
- MTDLP 実践者研修における事例検討会で事例発表した者。

* 注意 *

- ・事例検討、報告会では基礎研修修了者、認定作業療法士、専門作業療法士以上がファシリテーターを務めることを原則とする。
- ・発表報告する事例は、報告者自身が担当し、作業療法の評価・実践を行った 1 事例（シングルケース）とする。

【各種申請書】

事例検討履修申請書

事例報告履修申請書

【申請方法】

読み替えを申請する会員は、発表を証明する資料（研修会名と開催日時、事例報告書、発表抄録）等と、必要事項を記入した各種「履修申請書」を、下記の担当者までメールにて送信して下さい。

【担当】

栃木県作業療法士会学術局長 渡邊真一（日本作業療法士協会 生涯教育推進担当）

Mail : tochi.syogaikyoku@gmail.com

* メール記載内容：件名を「事例検討または事例報告履修申請について」としていただき、本文には必ず所属と氏名を記載してください。

* ご質問も承りますので、ご不明な点はご連絡ください。